

春日井市制80周年記念事業市民団体企画事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、市民の本市への愛着や誇りを醸成するため、春日井市制80周年記念事業市民団体企画事業（市民活動団体が市制80周年を記念して実施する事業であり、かつ、春日井市制80周年記念事業実行委員会において採択された事業をいう。以下「市民団体企画事業」という。）を行う者に対し、補助金を交付することとし、その交付については春日井市補助金等に関する規則（昭和54年春日井市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象団体)

第2条 補助金の交付を申請することができる者は、市民団体企画事業の実施団体として選定された団体（以下「補助対象団体」という。）とする。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象団体が行う市民団体企画事業（市民団体企画事業の実施団体として選定される前に行っていたものを含む。）とする。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する費用（団体構成員に係るものを除く。）のうち次に掲げる費用とする。

- (1) 需用費
- (2) 使用料及び賃借料
- (3) 報償費
- (4) 旅費
- (5) 役務費
- (6) 委託料

(7) 前各号に掲げるもののほか、これらに準ずる費用として市長が適当と認める費用

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の4分の3以内の額（当該金額と事業収入の合計額が、補助対象事業に係る補助対象経費の額を超える場合にあっては、補助対象事業に係る補助対象経費から事業収入を差し引いた額）とし、500,000円を限度とする。

2 前項に規定する額に、1,000円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

(申請の期日)

第6条 規則第3条に規定する申請の期日は、補助対象事業着手予定日の10日前とする。ただし、この要綱の施行の日前に着手した場合は、令和5年5月1日とする。

(申請の取下げのできる期間)

第7条 規則第5条第1項の規定により申請の取下げをできる期間は、交付決定通知を受けた日から10日以内とする。

(軽微な変更の範囲)

第8条 規則第8条第1項の規定により市長の定める軽微な変更の範囲は、補助金の額に変更が生じず、かつ、事業費の2割を越えない範囲内の変更とする。

(実績報告)

第9条 規則第9条の規定による実績報告は、補助事業等実績報告書に次の書類を添えて、補助事業完了の日から起算して30日以内又は令和6年3月31日のいずれか早い期日までに市長に提出しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

(3) 補助対象経費の内訳を確認することができる書類

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類等

(補助金の交付方法)

第10条 補助金は、規則第10条の規定による交付すべき補助金の額が確定した後
に交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）の請求により交付する
ものとする。

(検査等)

第11条 市長は、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるとき
は、補助事業者に対し、その目的を達成するために必要な限度において補助金
の使途について必要な指示をし、報告書の提出を命じ、又はその状況を実地に
検査することができる。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに
この要綱の規定により交付決定された補助金については、なお従前の例による。